

交通事業に係る運転従事者の睡眠障害に起因する事故等の
防止対策に関する連絡会議の設置について

〔平成15年3月7日設 置〕
〔平成19年8月24日一部改正〕

1. 設置

国土交通省に、交通事業に係る運転従事者の睡眠障害に起因する事故等の防止対策に関する連絡会議を設置する。

2. 目的

会議は、交通事業に係る運転従事者の睡眠障害に起因する事故・運転トラブルを防止するため、各事業における要員管理、点呼点検、運転従事者の教育訓練及び健康管理等に関する対策について、情報交換を行う。

3. 主宰及び庶務

会議は、総合政策局総務課交通安全対策室長が主宰し、会議の庶務は、総合政策局総務課交通安全対策室において処理する。

4. 構成員

(1) 構成員は以下のとおりとする。

総合政策局総務課交通安全対策室長（座長）

総合政策局技術安全課長

鉄道局技術企画課長

鉄道局安全監理官

自動車交通局安全政策課長

海事局運航労務課安全衛生室長

航空局技術部乗員課長

(2) 会議には、上記構成員のほか、必要に応じ、学識経験者、専門的研究機関、交通事業者等の出席を求めることができる。